



Title	東海林邦彦教授の経歴と業績
Author(s)	瀬川, 信久; SEGAWA, Nobuhisa
Citation	北大法学論集, 55(6), 335-344
Issue Date	2005-03-18
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15344">https://hdl.handle.net/2115/15344</a>
Type	other
File Information	55(6)_p335-344.pdf



# 東海林邦彦教授の経歴と業績

瀬川 信久

東海林邦彦教授は、平成一七年三月三日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。昭和五四年四月に金沢大学法文学部助教授より北海道大学法学部教授として赴任されて以来、教授は二六年間に亘り本学部・研究科に勤務された。

教授は、昭和四一年三月に東北大学法学部を卒業され、昭和四一年四月より同法学部の助手に、その後昭和四六年四月に埼玉大学経済学部講師になられた。そして、昭和四七年四月から昭和五四年四月まで金沢大学法文学部助教授を経て、昭和五四年以後は本学部において、民法を中心に医事法・家族法に及ぶ研究・教育に従事された。

教授の研究対象・分野をみると、東北大学法学部助手から埼玉大学経済学部講師の時期までは、民法学・法社会学の研究、とくに入会権・漁業権等の研究・調査等が中心であった。しかし、金沢大学では、土地法・債権担保法・時効法を中心に研究された。さらに、本学部にこられてからは、土地法・債権担保法・契約法・損害賠償法・家族法・医事法等の分野に研究を拡げられた。

教授の研究は期間が四〇年近くになり、分野も多岐に及ぶ。教授自身によると、三〇代半ばに発表された「サヴィニーの消滅時効論」（昭和五一年、一九七六年）を境に大きく「前期」と「後期」に分かれるとされる。この論文は、時効制度の実定法理論の次元での体系像を遠望しつつ、その基礎的作業の一環

としてヨーロッパ大陸法における時効制度の歴史的形成過程を明らかにしようとしたものであるが、サヴィニーの「現代ローマ法体系」をその第一巻から読みすすめて行くなかで、パンテクテン体系構築の基礎・背景にあったものの深さ大きさに感得するものがあり、できるものならこのような借り物でない・自分自身の体系構築を目指そうとの野心的志が、鬱勃として湧き起こったとのである。もつとも、それ以後、時効法はそれじたいとしては主要な研究関心の視野からは片隅に追いやられ代わって、その「自分自身の理論体系」を求めている、文字通りの模索と彷徨の、日々がはじまることとなったと述懐される。

しかし、教授の著作をうかがうと、研究上の変化は「サヴィニーの消滅時効論」より一〇年後の一九八〇年代半ばに現れているように思われる。この時期に、それ以前と違って家族法・医事法・生命倫理等の研究の比重が格段に大きくなるのである。それは、医事法・生命倫理の問題を対象として、「サヴィニーの消滅時効論」において得た「体系化」の問題関心を具体化する研究であったように思われる。

以下では、教授の御研究を、一九八〇年代の半ばまでの前期とそれ以後の後期に分けて紹介することとしたい。

## 二 前期

前期における御研究は物権法・担保物権法を中心としていた。とくに当初の研究においては、法社会学的な観点が強かった。教授の最初の研究である、プロイセンの林役権に関するものはそのような研究の代表的なものである（一九世紀プロイセンにおける「林役権」の解体過程）（一九世紀プロイセンにおける「林地所有・利用関係をめぐる若干の判例」）。この研究は、関係する文献を網羅的に調査したきわめて実証的な研究である。そこにおける主要な問題関心は、所有権と利用権の対立であったように思われる。漁業紛争をめぐる研究も同じ系列に属する御研究である。

この所有権と利用権の対立という問題関心から、抵当権と賃借権が対立する短期賃貸借の保護についての研究を進め（「民法三九五条をめぐる問題点とその検討」「いわゆる仮登記担保と民法三八八条及び三九五条」「短期賃借権の保護」「短期賃貸借と借地・借家法の適用」、詳細な検討に基づく解釈論を提示された（「詐欺的短期賃貸借の防止・排除のための法的手段について」）。そのような個別的な解釈論と同時に、他方で、所有権思想・近代的所有権論を対象を拡げ（「所有権思想の新展開」「明治初期土地制度改革と土地所有権」「近代日本の所有観念

と土地公有論)、この問題についての考えを北大法学論集にまとめられた(「いわゆる『土地所有権近代化論争』の批判的検討」)。

### 三 後期

一九八〇年代半ば以後においても、教授は、判例研究などで、前期の研究を続けられた。しかし、主要な問題関心は、医療・生命倫理、さらに、ボランティアの問題へ大きく移された。とはいえ、後掲の諸論文のうち、「死体の民事法的保護ないし位置づけ」「民事法学の視点から―民事法的観点から見た人間の身体・生命と先端生命科学・技術」「身体の(民事)法的位置づけをめぐる」などには、前期からの問題関心が後期の研究対象に交錯しているところをみることができる。

この後期においては、研究会活動を活発に推進された。

まず、昭和六〇年に「札幌医療過誤民事判例研究会」を立ち上げられ、平成五年度には科研費研究プロジェクト「生殖医療における人格権をめぐる法的諸問題」(総合研究A)を組織し、立法提言のための数回にわたる研究会、および「生殖医療とその倫理的法的規制」の実態等をアメリカ合衆国、オランダ、デンマーク、ドイツ、スウェーデンで調査された。さらに、平成

一四―一五年度には、科研費研究プロジェクト「人間の身体・組織の利用をめぐる倫理的法的諸問題」(基盤研究A)を組織し、十数回におよぶワークショップ・シンポジウム・国際研究集会を精力的に指導された。他方で、NPO、ボランティアの問題にも関心を持たれ、公益法人研究会の第七回大会において「非営利組織法制・改革・私案―論点整理的試案として」を報告されたほか、学会運営に参加され(日本NPO学会第三期理事、平成一五年一〇月―平成一七年九月)、また、平成九年に北大・ボランティア研究会を組織された。

この時期には、バイオエシックス懇話会における報告「ロバート・ヴィーチ博士のバイオエシックス論」(平成二年)、[Ray Katz, The Silent World of Doctor and Patient] (平成二年)、日本生命倫理学会における報告「不妊治療はどこまで許されるか―生殖医療の展開と生命倫理・その2」(平成八年)のほか、北海道医学会一般公開シンポジウム「医師と患者さん―これからのあり方をめぐって」のシンポジスト(平成元年)、第一回日本医学会特別シンポジウム「医と法」(平成五年)の司会、第四十九回日本不妊学会市民公開講座(平成一六年)のコーディネーターを務めるなど、広い領域において活動された。

おわりに

東海林教授は、このように四〇年の間に、広い関心といわば開拓者精神を以て研究対象を大きく拡げてこられた。しかし、常に、研究の実証性ととともに、理論的な体系性を探究された。また、ボランティアの問題に関し学部ゼミ論集を指導されるなど、その研究を学生に直接おつける教育に努力された。法科大学院の立ち上げの時期にあるこの一、二年を過ぎたところで、このような教授の研究が受け継がれることを強く願う次第である。

昭和四一年 四月

東北大学法学部助手

昭和四五年 四月

埼玉大学経済学部助手

昭和四六年 四月

埼玉大学経済学部講師

昭和四七年 四月

金沢大学文学部講師

昭和四八年 四月

金沢大学大学院法学研究科担当

昭和四九年 六月

金沢大学文学部助教

昭和五四年 四月

北海道大学法学部教授

昭和六三年 七月

北海道大学大学院法学研究科担当

同

アメリカ合衆国コロンビア大学ロー

平成 六年 三月

スクールにて在外研究(平成元年三月まで)

平成 一二年 四月

ドイツ連邦共和国フライブルク大学

同

及びゲッチンゲン大学にて在外研究

平成 一三年 四月

(平成七年三月まで)

同

北海道大学大学院法学研究科附属高

同

等法政教育研究センターに配置換

同

北海道大学法学部教授併任

平成 一六年 四月

北海道大学大学院法学研究科に配置

同

換

平成 一六年 四月

国立大学法人北海道大学職員

### 東海林邦彦教授の経歴

昭和二六年 九月一日 岩手県に生まれる  
昭和四一年 三月 東北大学法学部卒業

東海林邦彦教授の業績

漁業紛争の法社会学的研究 (IV 2 及び 3 執筆)

東京大学社会科学研究所調査報告第一五集

【論説・解説等】

昭和四三 (一九六八) 年

漁村の法社会学的研究―岩手県宮古市重茂の実態 (はじめに) <生ける法>としての漁業権 (執筆)

法学セミナー一五〇号

昭和四五 (一九七〇) 年

一九世紀プロイセンにおける「林役権」の解体過程 (一) (二) (三)・完

(三)・完

法学三四卷一、二、四号

昭和四六 (一九七二) 年

一九世紀プロイセンにおける共同地所有・利用関係をめぐる若干の判例 社会科学論集 (埼玉大学) 二七・二八合併号

昭和四八 (一九七三) 年

民法三九五条をめぐる問題点とその検討―抵当権と用益権との関係についての一研究 金沢法学一八卷一・二合併号

昭和四九 (一九七四) 年

いわゆる仮登記担保と民法三八八条及び三九五条

金沢大学法文学部論集・法学篇二二号

昭和五〇 (一九七五) 年

五十風清ほか編『民法学の基礎知識 2 債権』(S・155~S・165 執筆) (有斐閣)

昭和五一 (一九七六) 年

所有権思想の新发展

小林直樹・水本浩編『現代日本の法思想―近代法一〇〇年の歩みに学ぶ』(有斐閣)

サヴィニーの消滅時効理論

金沢大学法文学部論集・法学篇二三号

昭和五二 (一九七七) 年

短期貸借権の保護

『民法I (総則・物権) (判例と学説2)』(日本評論社)

篠塚昭次編『判例コンメンタール4 民法2 (担保物権・債権総則・契約総則)』(三八八条〜三九八条執筆) (三省堂)

昭和五三 (一九七八) 年

地上権の登記とその対抗力の範囲

『不動産登記講座III各論(一)』(日本評論社)

明治初期土地制度改革と土地所有権

『土地所有権の比較法的研究(土地問題双書九)』(有斐閣)  
短期賃貸借と借地・借家法の適用

ジュリスト増刊『民法の争点』

【民法の争点Ⅰ総則・物権・親族・相続】(昭和六〇)

林毅「中世都市ケルンにおける不動産登記の効力―シユライン  
制度の研究序説」世良教授還暦記念上『法と権力の史的考察』

法制史研究二八号

昭和五四(一九七九)年

米倉明「所有権留保の実証的研究」(民法学のあゆみ)

法律時報五一巻五号

昭和五五(一九八〇)年

相続契約―ドイツ民法におけるその中心的問題をめぐって

中川善之助先生追悼『現代家族法大系4相続Ⅰ』(有斐閣)

詐欺的短期賃貸借の防止・排除のための法的手段について(二)

(一)(三)(四)

判例時報九六〇、九六三、九六六、九六九号

昭和六〇(一九八五)年

近代日本の所有観念と土地公有論(シンポジウム)

『ヨーロッパ・近代日本の所有観念と土地公有論

(土地問題双書二二)』(有斐閣)

いわゆる「土地所有権近代化論争」の批判的検討

北大法学論集三六巻三号

一時使用の借地権

『現代借地借家法講座(二)借地法』(日本評論社)

昭和六一(一九八六)年

借家法一条ノ二の立法論的当否についての若干の検討

『日弁連夏季特別研修叢書・昭和六〇年度上巻』

平成三(一九九一)年

アメリカの医学教育における医倫理教育の現状

年報医事法学六

アメリカ医学校における医倫理教育の動向―「医倫理法」を  
めぐる日・米の落差の一環 医学のあゆみ一五七巻三号

平成五(一九九三)年

一私法学徒の目から見た「脳死」・臓器移植問題―「医倫理  
法」のよりよき関係を求めて

北海道大学生命倫理共同プロジェクト編『バイオ―  
メディカル・エシックス共同プロジェクト研究成果

報告書』

平成六(一九九四)年

『生殖医療における人格権をめぐる法的諸問題』

平成五年度科学研究費補助金・研究成果報告書

現代科学・技術とのかかわり（北海道大学図書刊行会）

生殖に関する医療的技術（生殖医療技術）の適正利用および濫用規制に関する勧告  
ジュリスト一九四五号

平成一三（二〇〇一）年  
法人保証類型概念への一疑問  
金融法研究一七号

平成八（一九九六）年

医療事故の防止に向けて（シンポジウム）  
医事法学一一年号

平成一四（二〇〇二）年

胎児の法的保護をめぐる諸問題―民法法を中心として  
セミナー・医療と社会二二号

平成九（一九九七）年

厚谷襄児他編『条解・独占禁止法』（二六、八四条分担執筆）  
（弘文堂）

平成一五（二〇〇三）年

趣旨説明（シンポジウム）ヒト人体（資源）情報の特許化をめぐる倫理的法的問題点―その総論的検討）  
北大法学論集五四卷二号

平成一〇（一九九八）年

『医療過誤民事判例をめぐる問題点の多角的検討』

死体（ないしその組織・遺骨等）の民事法的保護ないし位置づけ  
人倫研プロジェクトNews Letter 第三号

平成八―九年度科学研究費補助金・研究成果報告書  
ボランティアをめぐる法律的問題点・概観、NPO法の批判的検討」を通じて「非営利団体法制の再構築」へ

平成一六（二〇〇四）年  
第三章 リスクマネージメントにおける法規制 第一節 序―  
「リスクマネージメントと法」研究班研究プロジェクトの位置づけと意義、同第三節 ①医薬品等をめぐるリスクマネージメントと倫理教育

平成一二（二〇〇〇）年

人為的生殖技術をめぐる若干の基本的法律問題に関する立法提言  
産婦人科の世界二〇〇〇春季増刊号

『Boethius: 医学の進歩と医の倫理』  
『科学技術倫理教育システムの調査研究』平成一四―

人為的生殖技術をめぐる「法と倫理」

一五年度科学技術振興調整費調査研究（研究代表者  
北大・文学研究科教授 新田孝彦）報告書

馬渡峻輔・木村純編『二一世紀・新しい「いのち」像―

0…研究プロジェクトの全体概要、I…生命倫理基本法・提言  
0序、同 1生殖関連身体・組織の利用等に関する生命倫理基本法

『人間の身体・組織の利用をめぐる倫理的法的諸問題』

平成一四―一五年度科学研究費補助金・研究成果報告書

はじめに(〈シンポジウム〉)「人間の尊厳」と身体・生命の倫理的法的位置づけ(一)―先端医療技術の提起する諸問題を中心として―

北大法学論集五四卷六号

民法学の視点から―民事法的観点から見た人間の身体・生命と先端生命科学・技術(〈シンポジウム〉)「人間の尊厳」と身体・生命の倫理的法的位置づけ(二・完)―先端医療技術の提起する諸問題を中心として―

北大法学論集五五卷二号

身体(の(民事)法的位置づけをめぐる)―「身体的人格法」研究序説(一)

北大法学論集五五卷三号

### 【判例評釈】

昭和四二(一九六七)年

いわゆる「分け地」が入会地の性格を失わないとされた事例(最

一小判昭四〇・五・二〇民集一九卷四号八三二頁)

法学三一巻三号

昭和四九(一九七四)年

入会部落の総有に属した土地を買い受けた同部落の構成員と民法一七七条の第三者(最一小判昭四八・一〇・五民集二七卷九号一―一〇頁)

判例タイムズ三二二号

昭和五三(一九七八)年

土地及びその地上の非堅固建物の所有者が土地につき抵当権を設定したのち地上建物を取り壊して堅固建物を建築した場合に堅固建物の所有を目的とする法定地上権が成立するとされた事例(最一小判昭五二・一〇・一一民集三一巻六号七八五頁)

民商法雑誌七九巻一号

昭和五四(一九七九)年

民法三九五条の適用がある土地の短期賃貸借の期間満了と競落人に対する建物買取請求権(消極)(最一小判昭五三・六・一五民集三三二巻四号七二九頁)

民商法雑誌八〇巻六号

仮登記担保―金銭債権担保のため不動産について代物弁済予約等の契約が締結され、所有権移転請求権保全等の仮登記がされた場合の右契約の性質および内容(最大判昭四九・一〇・二三民集二八巻七号一四七三頁)

ジュリスト増刊『民法の判例(第三版)』

土地及びその地上建物の所有者が、土地につき所有権移転登記を經由しないまま建物に抵当権を設定した場合と法定地上権の成否（積極）（最一小判昭五三・九・二九民集三二巻六号一一〇頁）

ジュリスト六九三号（昭和五三年度重要判例解説）

別冊法学教室『民法の基本判例』（昭和六一）

昭和五五（一九八〇）年

抵当権にもとづく物上代位が賃料に及ばないとされた事例（大

阪高決昭五四・二・一九判時九三一一号七三頁）

判例タイムズ四一一号（昭和五四年度民事主要判例解説）

共同相続と登記（最一小判昭三八・二・二二民集一七卷一号二

三五頁）

『家族法判例百選（第三版）』

昭和五六（一九八一）年

海面下土地の所有権が認められた事例（名古屋高判昭五五・

八・二九高民集三三巻三号一七六頁）

ジュリスト七四三三号（昭和五五年度重要判例解説）

昭和五七（一九八二）年

新島ミサイル試験射場入会権訴訟（最一小判昭五七・一・二二）

Law School 四五号

債権担保の目的でされた代物弁済予約を原因とする所有権移転

請求権保全の仮登記と民法三九五条（最一小判昭五六・七・一七民集三五巻五号九五〇頁） 民商法雑誌八六巻六号

判例タイムズ四七二号（昭和五六年度

民事主要判例解説）

競売手続が完結した場合と抵当権と同時に設定された抵当権者

自身を権利者とする賃借権の帰すう（最一小判昭五二・二・一

七民集三二巻一号六七頁）

『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第二版）』

『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第三版）』（平成元

昭和五八（一九八三）年

法定地上権の及ぶ土地の範囲に関する一事例（東京高決昭五

七・六・三判時一〇五〇号八〇頁）

判例タイムズ五〇五号（昭和五七年度民事主要判例解説）

昭和五九（一九八四）年

建物保護法による借地権の対抗力が否定された事例（最一小判

昭五八・四・一四判時一〇七七号六二頁）

民商法雑誌八九巻四号

順位を異にする複数の抵当権が設定されている不動産について

後順位の抵当権が実行された場合と最先順位の抵当権設定後、

右後順位の抵当権設定前に成立した不動産賃借権の対抗力（消

極) (最三小判昭五九・二・一四判時一一〇九号九二頁)

民商法雜誌九一卷二号

民商法雜誌二二〇卷三号  
別冊法学教室「民法の基本判例(第二版)」

平成四(一九九二)年

民法三八八条の規定に基づき、競売の結果、建物の所有を目的とする法定地上権が成立した場合において、法定地上権の成立後に右建物の所有権を取得した者は、建物所有権を取得した後の地代支払義務を負担すべきものであるが、前主の未払地代の支払債務については、右債務の引受けをした場合でない限り、これを当然に負担するものではない(最三小判平三・一〇・一判時一四〇四号七九頁)

民商法雜誌一〇六卷六号

平成八(一九九六)年

民法三九五条ただし書の規定により解除された短期賃貸借ないしこれを基礎とする転貸借に基づき抵当不動産を占有する者に対する抵当権者の明渡請求の可否(最二小判平三・三・二二民集四五卷三号二六八頁)

「民法判例百選I総則・物権(第四版)」

平成一一(一九九九)年

所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後、右建物が取り壊されて新建物が建築された場合の法定地上権の成否(最三小判平九・二・一四民集五一卷二号三七五頁)